

令和 4 年度函館市生活交通改善事業計画
 (ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)
 (案)

令和 4 年 (2022 年) 6 月 日
 (名称) 函館市地域公共交通協議会
 (代表者名) 会長 奥平 理

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和 4 年度函館市生活交通改善事業計画
 (ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

ユニバーサルデザインタクシー等 (福祉タクシー車両を含む。以下同じ。) の導入は、高齢者や障がい者をはじめとした多様なタクシー利用者の移動の利便性や安全性の向上に寄与する公共性の高い事業であり、今後においても誰もが利用しやすい環境を整備するため、導入を促進する必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

函館市内に主な営業所を置くタクシー事業者が運行するユニバーサルデザインタクシー等の台数を、令和 7 年度までに 100 台以上とする。

なお、函館市を含む函館交通圏が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成二十一年法律第六十四号)」に基づく準特定地域としての指定を受けていることから、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入にあたっては、現行車両との代替によるものとする。

※函館市内に主な営業所を置くタクシー事業者が運行するユニバーサルデザインタクシー等の台数は 65 台 (令和 4 年 3 月末時点、うち福祉タクシー車両 38 台)

(2) 事業の効果

函館市内においてタクシーを利用するすべての人が快適に移動できるようになるほか、特に高齢者や障がい者等にとっては、移動に係る身体の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

事業の内容：実施事業者 (補助対象事業者)

(内容)

- ・ユニバーサルデザインタクシー等 7 台の導入：

函館交通(株)	2 台
(株)ことぶき第一交通	2 台
美咲第一交通(株)	2 台
山村 誠	1 台

(実施事業者 (補助対象事業者) の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について)
 別紙のとおり

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和4年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合 (予定)	事業者 負担割合
ユニバーサル デザインタク シー等導入促 進事業	21,000千円	4,200千円	0千円	1,800千円	15,000千円
	100%	20.0%	0.0%	8.5%	71.5%
合 計	21,000千円	4,200千円	0千円	1,800千円	15,000千円
	100%	20.0%	0.0%	8.5%	71.5%

※総事業費については見込み額を記載。

※国費負担（補助金）額は1台あたり60万円として記載。

※市負担（補助金）額は1台あたり30万円として記載。ただし、福祉輸送事業限定事業者については負担を見込まない。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和4年度			
	4月	9月	12月	3月
ユニバーサルデザ インタクシー等導 入促進事業 (一般事業者)	7月着手 ●————● 12月末日完了			
(福祉輸送限定事業者)	7月着手 ●————● 3月末日完了			

7. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和2年8月28日 令和2年度第2回函館市生活交通協議会を開催
令和2年度函館市生活交通改善事業計画(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)を承認
- 令和3年8月13日 令和3年度第2回函館市生活交通協議会(書面協議)を開催
令和3年度函館市生活交通改善事業計画(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)を承認
- 令和4年4月25日 函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会を設立
令和4年6月 日 令和4年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催
令和4年度函館市生活交通改善事業計画(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)を承認(予定)

8. 利用者等の意見の反映

--

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室、 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課
関係市区町村	函館市企画部計画推進室交通政策課、土木部管理課、 港湾空港部管理課
交通事業者・交通 施設管理者等	函館バス(株)、函館市企業局交通部、北海道旅客鉄道(株)、 道南いさりび鉄道(株)、(一社)函館地区ハイヤー協会、 函館地区バス協会、函館地区交通運輸産業労働組合協議会、 北海道開発局函館開発建設部道路計画課、 北海道警察函館方面本部交通課、 北海道警察函館方面函館中央警察署交通第一課、 北海道警察函館方面函館西警察署交通課
地方運輸局	北海道運輸局鉄道部計画課、北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	北海道教育大学函館校、公立ほこだて未来大学、 函館大学、函館市町会連合会、函館市社会福祉協議会、 函館市女性会議、一般公募

■注意事項

- 総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道函館市東雲町4番13号

(所 属) 函館市企画部計画推進室交通政策課

(氏 名) 沼田 伸之輔

(電 話) (0138) 21-3625

(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

(別紙) 実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における
運賃割引率について

	事業者名	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他
1	函館交通(株)	1割引	1割引	—	—
2	(株)ことぶき第一交通	1割引	1割引	—	免許返納者割引（1割引）
3	美咲第一交通(株)	1割引	1割引	—	免許返納者割引（1割引）
4	山村 誠	1割引	1割引	—	—

上記のほか、函館市において以下内容の重度身体障害者等タクシー料金助成事業を実施。

対象：一定の基準を満たす身体障害者および知的障害者

助成内容：タクシー運賃の基本料金を助成する乗車券を、年間36回を上限として交付